4～6　（略）

7　法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　申請者が法第七十五条第四項から第六項までの規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

8　（略）

（健康増進支援薬局の基準等）

第十条の四　法第六条の四第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。

二　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

2　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める機関（以下この条において「健康増進支援薬局連携機関」という。）は、次のとおりとする。

一　医療提供施設

二　市町村保健センター（地域保健法第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）

三　地域包括支援センター（介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）

四　介護サービス事業者

五　その他健康の保持増進のための支援を行う行政機関

3　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　利用者から得られた情報を踏まえ、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が必要に応じて、当該利用者に医療機関の受診を勧奨し、又は健康増進支援薬局連携機関を紹介する体制を備えていること。

二　前号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行つた後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品の使用に関する情報を提供し、その記録を保存した実績があること。

三　関係行政機関、地域における調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体に、利用者に対する健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導（次項において「健康増進支援活動」という。）の実施状況に関する情報を継続的に提供していること。

4　法第六条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

二　利用者の求めに応じて当該利用者に対し健康増進支援活動を行うとともに、利用者からの相談の内容及び当該利用者に対する健康増進支援活動を記録し、保存する体制を備えていること。

三　薬局開設者が、当該薬局において薬事に従事する薬剤師に、利用者が自身の健康に関する情報を適切に理解し、健康の保持増進に活用できるよう必要な支援を行わせるための体制を備えていること。

四　利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な要指導医薬品、一般用医薬品並びに衛生材料及び介護用品を提供するための体制を備えていること。

4～6　（略）

7　法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

8　（略）

（新設）